

# シンガポール会社法上の企業再編・統合の手続き (2022年12月)

## 【報告書の利用についての注意・免責事項】

本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地法律事務所 Rajah & Tann Singapore LLP に作成委託し、2022年10月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先 Rajah & Tann Singapore LLP の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性およびサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Rajah & Tann Singapore LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポート作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

E-mail : [BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・シンガポール事務所

E-mail : [SPR@jetro.go.jp](mailto:SPR@jetro.go.jp)

## 1. はじめに

シンガポールにおいて会社がグループ会社の再編を行う場合には、シンガポール買収および合併規約 (Singapore Code on Take-overs and Mergers)、シンガポール競争法 (Competition Act, Cap. 50B)、シンガポール雇用法 (Employment Act, Cap. 91)、証券先物法 (Securities and Futures Act, Cap. 289)、税務会計関連法令等、さまざまな法的問題に直面することになる。本レポートでは、このような法的諸問題の中から、特に事業譲渡 (transfer of undertakings) および合併 (amalgamation) に関する問題点に焦点を絞って解説する。

## 2. 事業譲渡

シンガポールには、日本における会社分割に相当する制度が存在しない。そのため、原則として、日本における事業譲渡と同様の手法しか取り得ず、各資産・負債や契約上の権利義務を個別に譲渡または移転する手続きが必要となる。シンガポール会社法 (Companies Act, Cap. 50. 以下、「会社法」という) は、事業譲渡における譲渡会社に関する手続規定のみをおいている。会社法第 160 条によると、会社がその事業または資産を全部または実質上全部譲渡する場合には、取締役は、会社の定款規定にかかわらず、株主総会の承認を受けない限り、これを行うことはできないとされている。

会社分割に近い効果を得られる手続きとして、スキーム・オブ・アレンジメント (scheme of arrangement) が存在する。しかし、裁判所の承認が必要になるなど、手続的・費用的な負担が大きいため、スキーム・オブ・アレンジメントの利用は、日本における民事再生的位置づけの場合、あるいは、よほど多数の利害関係者が存在する場合に限られる (なお、スキーム・オブ・アレンジメントに関する規定は会社法ではなく、2020 年に施行された倒産、再建および清算に関する法律 (Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018) におかれている)。

## 3. 合併

シンガポールでは、Amalgamation という用語が用いられており、概念的には日本における合併に類似した制度である。

合併には、簡易合併 (Short Form Amalgamation) と通常合併 (Long Form Amalgamation) の 2 種類が存在する。

簡易合併に比べ、通常合併は、公告要件 (シンガポールにおいて一般に配布されている英字の日刊新聞紙の少なくとも 1 紙に公告を載せなければならない) などの点で手続的負担が大きい。また、消滅会社と存続会社の双方が支払い能力のある状態 (Solvent) でなければ利用できない。

他方、簡易合併については、上記の公告手続きが不要であり、また株主総会における承認事項も通常合併に比して簡潔になる。さらに、Solvent の要件も合併後の存続会社についてでしか要求されない（通常、消滅会社と合併前存続会社の直近の財務諸表に基づき、合併後の存続会社が Solvent といえるか否か検討する）。そのため、簡易合併の利用は通常合併よりも容易であるが、① 簡易合併の利用が認められる場面は、会社とその完全子会社と合併する場合、または同一の親会社野下で完全子会社同士が合併する場合に限定されること、および ② 簡易合併の場合、合併対価の交付が認められないことに留意が必要である。

合併においては、合併の要件が整えば、事業譲渡と異なり、個別の譲渡契約なしに、すべての権利義務が合併後の存続会社へと承継される。

#### 4. 従業員の移籍

合併や事業譲渡において、従業員が存続会社や事業の譲受会社に移籍する場合は、シンガポール雇用法の 18A 条により、同じ条件で移籍するのであれば、対象従業員の同意は不要であるものの、会社は事前に移籍に関する一定の情報（移籍日や移籍が対象従業員に及ぼす影響等）について対象従業員に対して説明する責任がある。同条による移籍の効果としては、雇用者が交代するというだけで、勤続年数も移籍先が承継することになる。